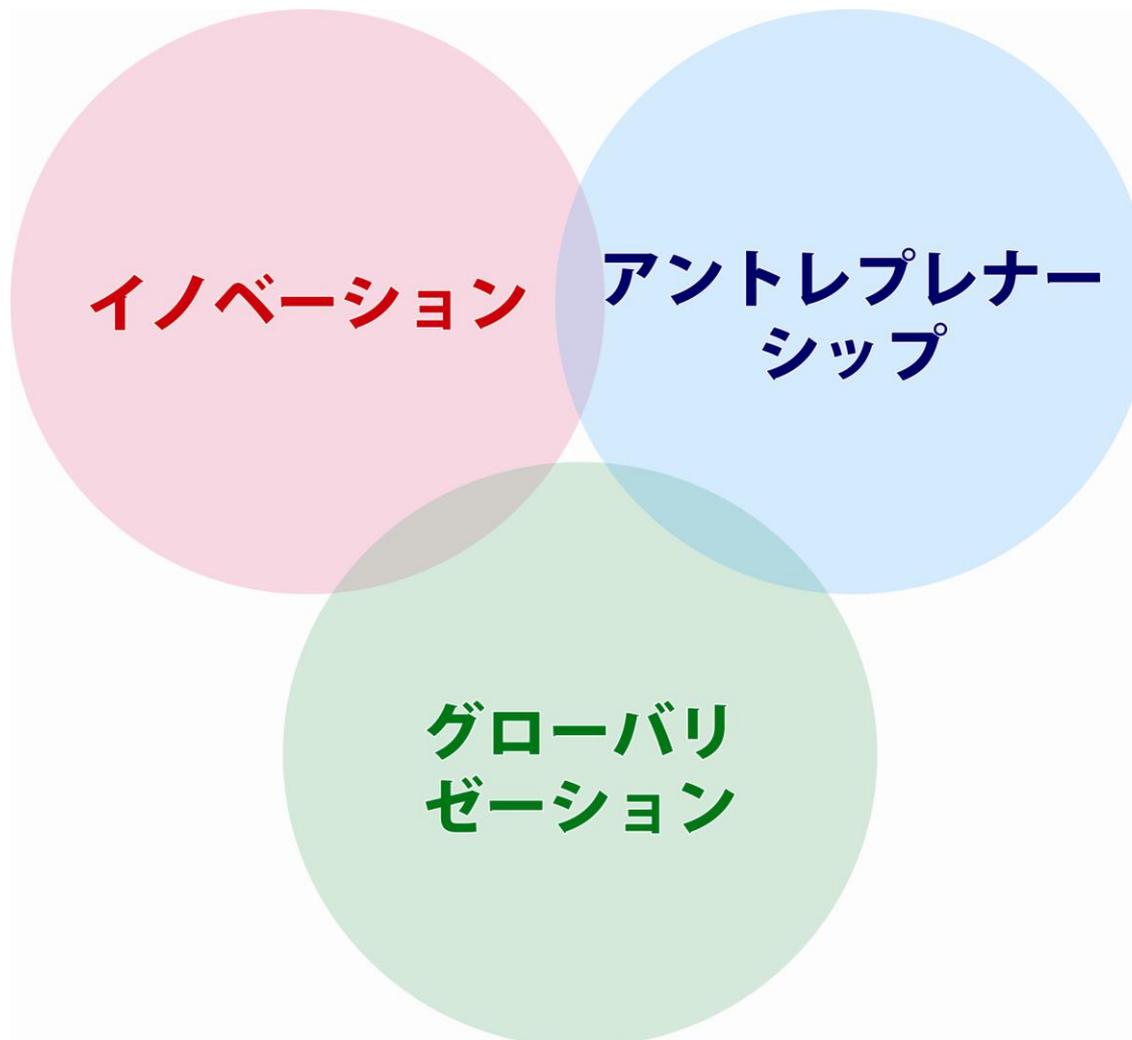


非対面サービスでの 本人確認・年齢確認

2013年11月5日

一般社団法人 新経済連盟（略称：新経連 / JANE）

3つの理念の実現を推進する新しい経済団体 = 新経済連盟



代表理事

三木谷 浩史

楽天株式会社
代表取締役会長兼社長



監査役

石田 宏樹

フリービット株式会社
代表取締役社長 CEO



理事

金丸 恭文

フューチャーアーキテクト株式会社
代表取締役会長兼社長



熊谷 正寿

GMOインターネット株式会社
代表取締役会長兼社長



藤田 晋

株式会社サイバーエージェント
代表取締役社長



岩瀬 大輔

ライフネット生命保険株式会社
代表取締役社長



○第6回産業競争力会議の場で、代表理事の三木谷より、国民生活の向上と産業の活性化の観点から、対面・書面交付原則の撤廃を提案。

○その中で、法令上ネットのみで本人確認手続きが完結できる環境の整備を提案。

（次項以降に詳細）

- ▶ 総理大臣のリーダーシップのもと、本提案事項を確実に達成するために、基本法を含め規制撤廃等に向けた所要の措置を講ずる。

1. 対面でのコミュニケーションを求める規制の撤廃

- ▶ 遠隔医療の推進
- ▶ 医薬品のネット販売の推進
- ▶ 遠隔教育の解禁

2. インターネット上での情報提供を通常の方法として認めない規制の撤廃

- ▶ 処方せんの電子化及び積極活用の早期実現
- ▶ 金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化
- ▶ インターネット選挙の解禁
- ▶ 株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化

3. 各種手続きをインターネット上で完結できない環境の改善・撤廃

- ▶ 行政手続きオンライン化の推進
- ▶ 非対面サービスでの本人確認・年齢確認をネット上で完結できるようにする

3. 各種手続きをインターネット上で完結できない環境の改善・撤廃

項目	課題	解決策	施策のメリット / しない場合のデメリット
<p>行政手続き オンライン化 の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請時における添付書類の存在 申請時の本人確認方法が簡便でない <p>(参考)国の重点手続での利用率は40.4%(2011年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関による情報の二重請求禁止 バックオフィス連携による添付書類の削減等 本人確認が厳格でなくてもよい手続きは、電子署名からID/PW方式に変更等 利用促進に向けたインセンティブの付与 <p>⇒日本版ITダッシュボードにより、進捗度合を見える化</p>	<p>(施策のメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民利便の向上 行政業務のプロセス改善につながる オンライン利用率の向上 <p>(実施しない場合のデメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者の時間的・金銭的ロス 行政の非効率性が温存
<p>非対面サービス での本人確認・ 年齢確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法令上ネットのみで完結できる本人確認方法が認められていない <p>(参考)マネロン法は、電子署名による方法の他は、非対面として、関係書類の写しの送付と事業者からの転送不要郵便の送付が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民間IDの活用等による本人確認の仕組みの構築、現状の本人確認義務の合理化・簡易化等 	<p>(施策のメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> マネロン法の本人確認方法として認めることにより、利用者の利便性と両立 青少年対象サービスや酒類販売等での年齢確認の精度を向上、未成年者保護という社会的要請にも的確に対応

○諸外国では、本人確認の考え方を明らかにしたうえで、IDを活用して徹底的に効率的な電子行政システムをつくろうとしているとともに、各国間で互換性のある、IDの官民連携、民間ID間の連携による新産業創出が進められようとしている。

(例)

米国： 行政及び民間のサービスを本人確認の保証レベルを4つにわけ民間サイトを認証。

英国： デジタルバイデフォルトの掛け声のもと、**ID Assurance Program**を推進中。身元確認をする民間事業者を選定し、IDを発行。そのIDで官民のサービス利用可能にする。

ニュージーランド： **2012年**に電子的なID認証の法律が成立。郵便局で身元確認書を提出すると、内務省が省内のDBと突き合せ身元確認しIDを発行。当該IDで政府や民間事業者のサイトで利用可能

- ▶ ID連携の仕組みにより利用者の選択・同意に従い1回行われた本人確認の結果を他のサービスの本人確認でも利用可能にする(年齢等の属性確認は、適合性のみの情報をもらう)
 - ⇒ マネロン法や他の本人確認義務を課す法令の本人確認の方法を整理し、法令上で当該方法を認めることとする
- ▶ 銀行・クレジットカード等の本人確認結果を他社が柔軟に活用できるようにする
 - ⇒ 国際的なリスクベースアプローチでの水準と整合したマネロン法の改正・解釈運用の緩和

- ▶ 本人確認、属性確認業務を他社に委託する仕組みの積極活用（例：出会い系サイト規制法）
 - ⇒ マネロン法や他の本人確認義務を課す法令の本人確認の方法を整理し、法令上で当該方法を認めることとする
- ▶ 本人確認申請に必要な証明書類の電子データ交付（PDFでなく電子署名付きの機械読取可能で統一的な形式で）
（電子免許証、電子住民票等をつくる）
 - ⇒ 各種証明書類を規律する法令の改正
- ▶ マイナンバーの民間活用
 - ⇒ マイナンバー関係法令の改正

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

【児童でないことの確認方法】

- ①運転免許証、国民健康保険被保険者証等の提示又は送付（画像の送付など、電磁的な提出方法も認める）
- ②クレジットカードを使用する方法その他の児童が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受ける
- ③上記2通りの方法で児童でないことの確認が取れた者に対して、識別符号（ID・パスワード）を付与し、以後の利用の際にはこの識別符号の送信を受けること。
- ④児童でないことの確認業務を識別符号付与業務受託者に委託している場合は、利用者の送信した識別符号を、委託業者に照会して確認すること。